

企業の

ファミリー サポート休暇等 取得促進奨励金

従業員に育児参加・介護休暇、
育児・介護休業、短時間勤務、
子の看護休暇、不妊治療休暇
を取得させた事業主に対して
奨励金を支給します！



育児参加休暇

男性従業員が、配偶者の産前産後休業期間中に2日以上の特例休暇（有給）を取得したことを条件とします。

介護休暇

男性従業員が、2日以上介護休暇（有給）を取得したことを条件とします。

育児・介護休業

男性従業員が、連続する5日以上育児・介護休業を新たに取得し、その終了後に復帰していることを条件とします。

短時間勤務

男性従業員が、合計20日間（所定労働日数ベース）以上短時間勤務を使用したことを条件とします。

子の看護休暇

男性従業員が、計5回以上子の看護休暇を取得したことを条件とします。（ただし、複数の従業員が取得した場合は合算可能です。）

不妊治療休暇

（プレ・マタニティ医療）

従業員（男女不問）が、不妊治療のための特別休暇（有給）を取得したことを条件とします。

※対象となる従業員（労働者）は、常時雇用されている労働者に限ります。

支給金額

1万円/1日
5千円/半日
上限あり

不妊治療休暇

（プレ・マタニティ医療）

介護休業

短時間勤務

子の看護休暇

育児・介護休業については、
取得者に対する一時金等の経済的支援
制度を規定している場合は、支給金額
に10万円を上乗せします。

育児参加休暇 育児休業
介護休暇

支給金額
10
万円

注意事項

国又は他の地方公共団体が設ける同じ目的（育児休業等の取得促進）の助成金の対象となる者である場合は、本奨励金は活用できませんのでご注意ください。

また、申請は1事業所あたり原則年間1件（過去に申請の実績がない場合は年間2件まで）となります。なお、不妊治療休暇への申請はこの限りではありません。



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県

県庁子育て・人財局子育て王国課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
TEL: 0857-26-7573 FAX: 0857-26-7863 e-mail: kosodate@pref.tottori.lg.jp
http://www.pref.tottori.lg.jp/272974.htm

奨励金に関するQ&A

Q 育児参加休暇・不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇とはそれぞれどのような休暇制度ですか。

A 「育児参加休暇」とは、配偶者が出産する場合であって、その産前・産後休業期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、「不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇」とは、医療機関において不妊症と診断された場合に受ける治療行為のために取得できる特別休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇とは別に取得することができる有給の休暇）のことです。

Q 奨励金の支給対象となる事業主の要件を教えてください。

A 以下の要件を満たすことが必要です。

【共通】

・常時雇用する労働者数100人以下の県内事業主

※不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇の区分で申請する場合は、中小企業基本法に規定する中小企業者であれば、常時雇用する労働者数が100人を超える場合でも申請できます。

・育児参加休暇・育児休業・短時間勤務・子の看護休暇・不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇については、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長へ届け出ていること。

・介護休暇・介護休業については、鳥取県男女共同参画推進企業の認定企業であること。

【育児参加・介護休暇の場合】

・労働協約又は就業規則に2日以上取得できる休暇について規定していること。

・労働協約又は就業規則に時間単位で取得できる旨規定していること。

【育児・介護休業の場合】

・労働協約又は就業規則に休業について規定していること。

・休業の申出をした対象労働者に対して、以下のことを書面等により通知していること。

○休業申出を受けた旨

○休業開始予定日及び休業終了予定日

【短時間勤務の場合】

・労働協約又は就業規則に育児及び介護に係る短時間勤務制度について規定していること。

【子の看護休暇の場合】

・労働協約又は就業規則に子の看護休暇について規定していること。

【不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇の場合】

・労働協約又は就業規則に不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇について規定していること。

Q 助成金の対象となる労働者は条件がありますか。

A 以下の要件を満たすことが必要です。

【共通】

・支給申請にかかる子の出生の日、または、取得の日（介護休暇・介護休業・介護にかかる短時間勤務・子の看護休暇・不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇の場合）まで1年以上継続して雇用されていること。

【育児参加・介護休暇の場合】

・2日以上育児参加・介護休暇を取得した男性労働者

【育児・介護休業の場合】

・連続5日以上（勤務を要しない日を除く）の育児・介護休業を取得し、休業終了後、継続して雇用されている男性労働者

【短時間勤務の場合】

・24日（所定労働日数ベース）以上短時間勤務を取得した男性労働者。ただし、最初に取得した日から1年以内に達成したものを対象とし、連続していなくてもよい。

【子の看護休暇の場合】

・男性労働者が計5回以上（1回あたりの時間は問わない。複数の者が取得した場合は合算可能）の子の看護休暇を取得していること。

【不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇】

・不妊治療（プレ・マタニティー医療）休暇を取得した労働者（男女不問）

Q 申請はいつまでに行えばよいですか。

A 申請は、育児参加休暇等終了日の属する年度において、次の表に掲げる区分に応じた期限までに申請してください。

育児参加休暇等の終了日	支給申請期限
（前年度）3月1日～8月31日	9月30日
9月1日～2月末日	3月17日

※その他詳細は、鳥取県公式ホームページに掲載しております「企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金支給要領」をご確認ください。